

少年保護事件を題材とした論文の公表とプライバシー侵害による不法行為の成否

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和 2 年 10 月 9 日
【事 件 番 号】 令和 1 年（受）第 877 号、令和 1 年（受）第 878 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 一部破棄自判、一部上告却下
【参 照 法 令】 民法 709 条・710 条
【掲 載 誌】 裁時 1753 号 1 頁、裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571104

立命館大学教授 石橋秀起

事実の概要

X（当時 17 歳）は、平成 N 年、ナイフをリュックサックの中に入れて持ち歩いたという非行事実に係る少年保護事件につき、東京家庭裁判所に送致されたところ、同事件（以下「本件保護事件」）は、平成 N + 1 年某月、不処分により終了した。なお、X は、アスペルガー症候群（以下「本件疾患」）を有するとの診断を受けていた。一方、Y₁ は、東京家庭裁判所の家庭裁判所調査官であった当時、本件保護事件の調査を担当し、X や父親からの聞き取り調査等を行った。なお、Y₁ は、臨床心理士の資格を有しており、発達障害に関する学会発表等の活動もしていた。

Y₁ は、出版社 Y₂ による論文の公募に応じ、本件保護事件を題材とした論文（以下「本件論文」）を執筆した。そして、Y₂ は、その発行に係る臨床精神医学に関する月刊誌の平成 N + 1 年某月発行号（以下「本件掲載誌」）において、本件論文を掲載した（以下「本件公表」）。なお、本件論文には、X のプライバシーに属する情報（以下「本件プライバシー情報」）が含まれていた。

平成 N + 4 年某月、出版社 Y₃ は、本件論文を含め、Y₁ がそれまでに発表した論文を 1 冊にまとめた書籍（以下「本件書籍」）を出版した（以下「本件再公表」）。

平成 N + 8 年某月、X は、Y₁ から本件書籍の交付を受けた。そして、平成 N + 10 年某月、Y₁ に対し、本件書籍を出版したことに抗議し、これを絶版とすることを求める電子メールを送信した。平成 27 年 8 月、X は、本件公表および本

件再公表（以下「本件各公表」）につき、Y₁ を相手取り、損害賠償を求めて訴訟を提起した¹⁾。

一審が X の請求を棄却したのに対し、原審は、これを一部認容した。そこで、Y₁ が上告受理申立てを行った。

判決の要旨

一部破棄自判、一部上告却下。最高裁は、以下のように判示して、原判決中、X の Y₁ に対する共同不法行為に基づく損害賠償請求を認容した部分を破棄し、X の控訴を棄却した（Y₁ のその余の上告は、上告受理申立ての理由を記載した書面の提出がないため却下された）。

「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するものと解される（最高裁平成……6 年 2 月 8 日第三小法廷判決・民集 48 巻 2 号 149 頁、最高裁平成……15 年 3 月 14 日第二小法廷判決・民集 57 巻 3 号 229 頁）。そして、本件各公表が X のプライバシーを侵害したものとして不法行為法上違法となるか否かは、本件プライバシー情報の性質及び内容、本件各公表の当時における X の年齢や社会的地位、本件各公表の目的や意義、本件各公表において本件プライバシー情報を開示する必要性、本件各公表によって本件プライバシー情報が伝達される範囲と X が被る具体的被害の程度、本件各公表における表現媒体の性質など、本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を比

較衡量し、本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するか否かによって判断すべきものである」。

「本件プライバシー情報は、Xの非行事実の態様、母親の生育歴、小学校における評価、家庭裁判所への係属歴及び本件保護事件の調査における知能検査の状況に関するものであるところ、……その秘匿性は極めて高い。また、Xは、本件公表の当時、19歳であり、その改善更生等に悪影響が及ぶことのないように配慮を受けるべき地位にあった」。

「他方において、本件掲載誌における論文特集の趣旨は、本件疾患の臨床知識を共有することをもって、研究活動の促進を図るとともに、本件疾患に対する正しい理解を広めることにあったところ、Y₁は、このような論文特集のための公募に応じ、……本件論文を執筆したものである。Y₁は、社会の関心を集めつつあった本件疾患の特性が非行事例でどのように現れるのか、司法機関の枠組みの中でどのように本件疾患を有する者に関わることが有効であるのかを明らかにするという目的で本件論文を執筆しており、……本件各公表の目的は重要な公益を図ることにあったといえることができる。そして、精神医学の症例報告を内容とする論文では、一般的に、患者の家族歴、生育・生活歴等も必須事項として正確に記載することが求められていたというのであり、本件論文の趣旨及び内容に照らしても、本件プライバシー情報に係る事実を記載することは本件論文にとって必要なものであったといえることができる」。

「また、本件論文には、対象少年やその関係者を直接特定した記載部分はなく、事実関係の時期を特定した記載部分もなかったものであり、Y₁は、本件論文の執筆に当たり、対象少年であるXのプライバシーに対する配慮もしていたといえることができる。もっとも、Xと面識があること等から本件論文に記載された事実関係を知る者が、本件論文を読んだ場合には、その知識と照合することによって対象少年をXと同定し得る可能性はあったものである。しかしながら、本件論文に記載された事実関係を知る者の範囲は限定されており、本件論文が医療関係者や研究者等を読者とする専門誌や専門書籍に掲載するという方法で公表されたことからすると、本件論文の読者が対象少年をXと同定し、そのことからXに具体的被害が生ずる

といった事態が起こる可能性は相当低かったものというべきである」。

「以上の諸事情に照らすと、本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するとまではいい難い。したがって、本件各公表がXのプライバシーを侵害したものととして不法行為法上違法であるといえることはできない」。

なお、草野耕一裁判官の意見がある。

判例の解説

はじめに

不法行為法上の権利・法益の1つであるプライバシーに関しては、「宴のあと」事件判決（東京地判昭39・9・28判時385号12頁）以来、半世紀以上にもわたって判例・裁判例の蓄積がなされてきた²⁾。本判決は、そうした中であって、プライバシー侵害に関する一連の最高裁判例に新たな1件を付け加えるものであり、実務上も法学研究上も重要な意義を有する。

一 本判決の位置づけ

実際に「プライバシー」の語を用いないものも含め（下記判例①～③）、プライバシー侵害に関する最高裁判例として、以下のものが報告されている（ただし、網羅的ではない）。

①最判昭56・4・14（民集35巻3号620頁）は、いわゆる政令指定都市の区長が弁護士会による弁護士法23条の2に基づく照会に応じて被上告人の前科等を報告した事案につき、「前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」と判示した。②最判平1・12・21（民集43巻12号2252頁）は、上告人が公立小学校教師である被上告人らの氏名・住所・電話番号等を記載した大量のビラを繁華街等で配布し、被上告人らの一部が電話等による嫌がらせや非難攻撃を受けたという事案につき、「被上告人らは上告人の本件配布行為に起因して私生活の平穏などの人格的利益を違法に侵害された」と判示した。③最判平6・2・8（民集48巻2号149頁）は、上告人が執筆したノンフィクション作品の中で、被上告人の前科に関わる事実がその実名とともに公表されたという事案につき、「前科等にかかわる事実については、これを公表され

ない利益が法的保護に値する場合があると同時に、その公表が許されるべき場合もある」とした上で、「前科等にかかわる事実を公表されない法的利益が優越するとされる場合には、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」と判示した。④最判平 7・9・5（判時 1546 号 115 頁）は、会社が職制等を通じて特定政党の党員またはその同調者である従業員を監視し孤立させ、その過程の中で、退社後に尾行をし、ロッカーを無断で開けて私物を写真撮影したという事案につき、会社の行為は「プライバシーを侵害するもの」とであると判示した。⑤最判平 14・9・24（判時 1802 号 60 頁）は、上告人が発行する雑誌に公表された小説の中で、被上告人をモデルとする登場人物について、顔面に完治の見込みのない腫瘍があることなどに加え、高額な寄附を募る問題のあるかのような団体として記載されている新興宗教に入信したとの虚構の事実が述べられたという事案につき、「被上告人の名誉、プライバシー、名誉感情が侵害された」ものであり、「被上告人に重大で回復困難な損害を被らせるおそれがある」として、小説の出版等の差止めを認めた。⑥最判平 15・3・14（民集 57 卷 3 号 229 頁）は、上告人が発行する週刊誌の記事において、犯行当時少年であった被上告人（一審原告）の犯した犯罪に関する記事が掲載されたところ、同記事において、被上告人の実名と類似した仮名が使用されたという事案につき、「本件記事に記載された犯人情報及び履歴情報は、……他人にみだりに知られたい被上告人のプライバシーに属する情報である」とした上で、「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立する」と判示した。⑦最判平 15・9・12（民集 57 卷 8 号 973 頁）は、外国要人の講演会を主催する大学が、講演会への参加を申し込んだ学生らの学籍番号、氏名、住所等を警察に開示した事案につき、このような個人情報も、「本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない」と考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、……プライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」とした上で、警察への情報開示につき事前の承諾を求めることが「困難であった特別の事情がうかがわれない本件にお

いて」、大学の行為は、「プライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」と判示した。⑧最決平 29・1・31（民集 71 卷 1 号 63 頁）は、児童買春の被疑事実により逮捕されたことのある抗告人が、インターネットの検索事業者である相手方に対し、検索結果の削除を求めた事案につき、児童買春の被疑事実により逮捕されたという「本件事実は、他人にみだりに知られたい抗告人のプライバシーに属する事実である」とした上で、「当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由」に対し、「本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない」として、削除請求を認めなかった³⁾。

本判決において問題となった「本件プライバシー情報」は、X の過去の非行事実の態様等に関するものであり、それ自体として秘匿性が高いものである。この点において、本件は、過去の犯罪事実の公表が問題となった判例①、③、⑥、⑧の各事案と同系列に位置づけられる⁴⁾。本判決は、このような事案において、判例③、⑥が採用する当該事実を「公表されない法的利益」と「公表する理由」との比較衡量という枠組みの下、不法行為の成否につき判断を行うものである⁵⁾。

二 本判決における比較衡量

本判決が比較衡量において例示的に列挙する考慮要素は、①「本件プライバシー情報の性質及び内容」、②「本件各公表の当時における X の年齢や社会的地位」、③「本件各公表の目的や意義」、④「本件各公表において本件プライバシー情報を開示する必要性」、⑤「本件各公表によって本件プライバシー情報が伝達される範囲と X が被る具体的被害の程度」、⑥「本件各公表における表現媒体の性質」、の計 6 つである。ここでは、判例⑥にはない考慮要素として要素⑦が挙げられているが、これは、本件における表現媒体が学術的な専門誌や専門書籍であるということが、違法性を否定する方向に作用する要素として、特別な意義を有していると考えられたためであろう⁶⁾。

ところで、複数の要素をただ挙げて比較衡量を行う枠組みは、判断過程を不透明なものにする可能性がある⁷⁾。この点を踏まえつつ本判決の判断過程を概括的に捉えたと、本判決は、本件プライバシー情報の秘匿性が極めて高いこと（①）、および、X が本件公表当時 19 歳であったこと（②）

を確認した上で、本件各公表が公益を図る目的でなされたこと(㉔)、精神医学の症例報告の特性上、本件プライバシー情報に係る事実を本件論文に記載することが必要であったこと(㉕)、本件論文の読者は医療関係者や研究者等であり、Xに具体的被害が生ずる可能性は相当低かったこと(㉖)をそれぞれ指摘し、結論としては、本件各公表の違法性を否定している。

このうち、要素㉖の考慮に関しては、本件において、「本件論文に記載された事実関係を知る者が……その知識と照合することによって対象少年をXと同定し得る可能性」があったという点が、やや注目に値する。こうした一定範囲の者による同定可能性は判例㉔の事案においてもみられたが、本判決は、上記「事実関係を知る者」と本件論文の読者のそれぞれが限定的であることを踏まえ、両者が一致することによる具体的被害の発生可能性を「相当低かった」とものと判断した。この点、表現媒体が週刊誌である判例㉔との事案の違いに留意する必要がある。

三 若干の考察

本件において、本件公表の当時、Xが未成年者であったという点⁸⁾が、違法性判断において特別な意味を与えられるべきかどうかに関しては、様々な議論があり得よう。この点につき、草野裁判官の意見は、結果的には本件公表による侵害結果の「現実化」がないことを理由に多数意見の結論に賛成するものの、学術目的等によるものであれ、Xの改善更生という少年法の趣旨に抵触する態様で本件プライバシー情報を利用することは許されないとして、少年保護を特別に重視する判断枠組みを提示する。これに対し、多数意見は、上記の点を一般的なプライバシー侵害における比較衡量の枠組みの中で捉え、これを要素㉔の問題として考慮の対象とする。したがってそこでは、要素㉔や要素㉕に関する判断の比重が高まることによって、要素㉖に関する判断の重要度が相対的に低下するということが起こり得る。

次に、要素㉔と関わって、具体的被害の発生が責任の成立にとって必要かどうかの問題となる⁹⁾。この問題に関しては、判例㉔、本判決ともに、「具体的被害の程度」のみを考慮要素として挙げていることから、その発生は当然の前提とされているとみることにもできる¹⁰⁾。しかしそうすると、本

判決が、「具体的被害が生ずる……可能性は相当低かった」とされる本件において、他の要素についても詳細な考慮を行っていることの説明に窮することとなろう。判例㉔は、それ自体として秘匿性が高いとはいえない氏名、住所等の個人情報につき、これを開示されないことへの「期待」を保護されるべきものとした。これとの対比でみた場合、対立する利益との比較衡量が求められるプライバシー侵害の領域においても、不法行為法による権利保護の前進の観点から、他の要素における考慮の結果によっては、具体的被害の発生可能性をもって責任を成立させることが検討されてよいのではないだろうか。要素㉔における「具体的被害の程度」には、その発生可能性の程度も含まれるとみるべきであり、それが本判決の趣旨にも沿ったものだと考えられる。

●——注

- 1) このほか、Xは、国を相手取り、国家賠償請求訴訟を提起しており、同訴訟の上告審判決は、本判決と同日に言い渡されている（最判令2・10・9（平成30年（受）第2032号、LEX/DB25571105））。
- 2) 例えば、前田陽一「第723条」能見善久ほか編『論点体系 判例民法〔第3版〕8』（第一法規、2019年）69頁、88～111頁を参照。
- 3) このほか、通信教育等を目的とする会社の顧客の個人情報情報が漏えいした事案に関する最判平29・10・23判時2351号7頁がある。
- 4) 公表された事実の秘匿性の高さのみに着目すると、判例㉔の事案もこの系列に加わることとなろう。
- 5) なお、判例㉔も、本判決と類似した考慮要素を挙げて「比較衡量」を行うが、差止めに関するものであり、別系列の判例として位置づけられるべきである。
- 6) 表現媒体が学術的な専門誌や専門書籍であるという点は、要素㉔がなくても、要素㉔や要素㉕の中で考慮することが可能である。
- 7) 大塚直「判批（判例㉔）」L&T84号（2019年）35頁、41頁。
- 8) なお、判例㉔において、一審原告は、「本件記事」が掲載された当時、既に21歳になっていた。
- 9) これと関連して、具体的被害は事実審の口頭弁論終結時までに発生していなければならないのか、そもそも何をもって具体的被害とするのかといった点も問題となる。なお、三村晶子「判解（判例㉔）」最判解民事篇平成15年度上（2006年）143頁、159頁は、判例㉔の事案におけるプライバシー侵害の抽象性を指摘する。
- 10) なお、判例㉔の差戻審（名古屋高判平16・5・12判時1870号29頁）は、「本件記事」による一審原告の具体的被害につき、「通常の一般社会人に比して小さい」ともしており、その発生自体は肯定している。